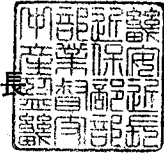


平成21年 8月14日

各電気保安法人代表者 殿

中部近畿産業保安監督部 近畿支部長



工事における「感電事故防止」について（注意喚起要請）

毎年8月は「電気使用安全月間」として、電気保安に関する安全運動を全国的に実施しています。しかしながら、当支部管内においてここ1週間で、別添のとおり他工事又は、電気設備工事中に工事従事者が感電した事故が4件発生し、うち3名が死亡するという極めて憂慮する状況にあります。

これら感電事故の原因には以下のような問題点が認められました。

- (1) 設置者及び他工事業者が電気管理技術者等の外部委託先又は、電力会社に連絡をせず工事を実施した。
- (2) 工事従事者等が電気の危険性を軽視した。
- (3) 作業計画書によらない不適切な計画外の作業を行った。
- (4) 感電防止又は、電気工作物保護のための防護措置を施さなかった。
- (5) 無停電下での作業計画であった。又は、電気工作物に損傷を与えるリスクが高い工事方法であった等、作業計画自体が不適切であった。

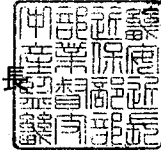
工事の実施に当たっては、周囲の電気設備による感電を防止するために、適切な作業計画を作成しその確実な遵守を行うこと。また、計画外の作業は行わないこと等の基本的なルールの遵守徹底が必要です。

貴職におかれましては、貴団体傘下の会員又は保安業務担当者に対し、電気による人身事故を未然に防ぐため、受託先への工事情報の提供についての要請並びに、工事に係る作業計画の有無や内容の適切性の確認、作業実施状況の確認といった保安監督業務の適切かつ確実な実施について、改めて周知徹底されるよう要請します。

平成21年 8月14日

各電気管理技術者所属団体代表者 殿

中部近畿産業保安監督部 近畿支部長



工事における「感電事故防止」について（注意喚起要請）

毎年8月は「電気使用安全月間」として、電気保安に関する安全運動を全国的に実施しています。しかしながら、当支部管内においてここ1週間で、別添のとおり他工事又は、電気設備工事中に工事従事者が感電した事故が4件発生し、うち3名が死亡するという極めて憂慮する状況にあります。

これら感電事故の原因には以下のような問題点が認められました。

- (1) 設置者及び他工事業者が電気管理技術者等の外部委託先又は、電力会社に連絡をせず工事を実施した。
- (2) 工事従事者等が電気の危険性を軽視した。
- (3) 作業計画書によらない不適切な計画外の作業を行った。
- (4) 感電防止又は、電気工作物保護のための防護措置を施さなかった。
- (5) 無停電下での作業計画であった。又は、電気工作物に損傷を与えるリスクが高い工事方法であった等、作業計画自体が不適切であった。

工事の実施に当たっては、周囲の電気設備による感電を防止するために、適切な作業計画を作成しその確実な遵守を行うこと。また、計画外の作業は行わないこと等の基本的なルール^①の遵守徹底が必要です。

貴職におかれましては、貴団体傘下の会員又は保安業務担当者に対し、電気による人身事故を未然に防ぐため、受託先への工事情報の提供についての要請並びに、工事に係る作業計画の有無や内容の適切性の確認、作業実施状況の確認といった保安監督業務の適切かつ確実な実施について、改めて周知徹底されるよう要請します。

平成21・08・13産保近第16号

平成21年 8月14日

社団法人日本電気協会 関西電気協会会長 殿

中部近畿産業保安監督部 近畿支部長



工事における「感電事故防止」について（注意喚起要請）

毎年8月は「電気使用安全月間」として、電気保安に関する安全運動を全国的に実施しています。しかしながら、当支部管内においてここ1週間で、別添のとおり他工事又は、電気設備工事中に工事従事者が感電した事故が4件発生し、うち3名が死亡するという極めて憂慮する状況にあります。

これら感電事故の原因には以下のような問題点が認められました。

- (1) 設置者及び他工事業者が電気管理技術者等の外部委託先又は、電力会社に連絡をせず工事を実施した。
- (2) 工事従事者等が電気の危険性を軽視した。
- (3) 作業計画書によらない不適切な計画外の作業を行った。
- (4) 感電防止又は、電気工作物保護のための防護措置を施さなかった。
- (5) 無停電下での作業計画であった。又は、電気工作物に損傷を与えるリスクが高い工事方法であった等、作業計画自体が不適切であった。

工事の実施に当たっては、周囲の電気設備による感電を防止するために、適切な作業計画を作成しその確実な遵守を行うこと。また、計画外の作業は行わないこと等の基本的なルールの遵守徹底が必要です。

貴職におかれましては、貴団体傘下の会員企業に対し、電気による人身事故を未然に防ぐため、工事に係る作業計画の有無や内容の適切性の確認、作業実施状況の確認といった保安管理業務の適切かつ確実な実施について、周知徹底されるよう要請します。

平成21・08・13産保近第16号

平成21年 8月14日

社団法人日本電気技術者協会関西支部長 殿

中部近畿産業保安監督部 近畿支部長



工事における「感電事故防止」について（注意喚起要請）

毎年8月は「電気使用安全月間」として、電気保安に関する安全運動を全国的に実施しています。しかしながら、当支部管内においてここ1週間で、別添のとおり他工事又は、電気設備工事中に工事従事者が感電した事故が4件発生し、うち3名が死亡するという極めて憂慮する状況にあります。

これら感電事故の原因には以下のような問題点が認められました。

- (1) 設置者及び他工事業者が電気管理技術者等の外部委託先又は、電力会社に連絡をせず工事を実施した。
- (2) 工事従事者等が電気の危険性を軽視した。
- (3) 作業計画書によらない不適切な計画外の作業を行った。
- (4) 感電防止又は、電気工作物保護のための防護措置を施さなかった。
- (5) 無停電下での作業計画であった。又は、電気工作物に損傷を与えるリスクが高い工事方法であった等、作業計画自体が不適切であった。

工事の実施に当たっては、周囲の電気設備による感電を防止するために、適切な作業計画を作成しその確実な遵守を行うこと。また、計画外の作業は行わないこと等の基本的なルールの遵守徹底が必要です。

貴職におかれましては、貴団体傘下の会員企業に対し、電気による人身事故を未然に防ぐため、工事に係る作業計画の有無や内容の適切性の確認、作業実施状況の確認といった保安管理業務の適切かつ確実な実施について、周知徹底されるよう要請します。

平成21・08・13産保近第16号

平成21年 8月14日

関西電気工事工業会会長 殿

中部近畿産業保安監督部 近畿支部長



工事における「感電事故防止」について（注意喚起要請）

毎年8月は「電気使用安全月間」として、電気保安に関する安全運動を全国的に実施しています。しかしながら、当支部管内においてここ1週間で、別添のとおり他工事又は、電気設備工事中に工事従事者が感電した事故が4件発生し、うち3名が死亡するという極めて憂慮する状況にあります。

これら感電事故の原因には以下のような問題点が認められました。

- (1) 設置者及び他工事業者が電気管理技術者等の外部委託先又は、電力会社に連絡をせず工事を実施した。
- (2) 工事従事者等が電気の危険性を軽視した。
- (3) 作業計画書によらない不適切な計画外の作業を行った。
- (4) 感電防止又は、電気工作物保護のための防護措置を施さなかった。
- (5) 無停電下での作業計画であった。又は、電気工作物に損傷を与えるリスクが高い工事方法であった等、作業計画自体が不適切であった。

工事の実施に当たっては、周囲の電気設備による感電を防止するために、適切な作業計画を作成しその確実な遵守を行うこと。また、計画外の作業は行わないこと等の基本的なルールの遵守徹底が必要です。

貴職におかれましては、貴団体傘下の会員企業に対し、電気による人身事故を未然に防ぐため、施設者側電気担当者（電気管理技術者等）との作業計画の調整及び、電力会社への工事情報の提供、工事に係る作業計画の有無や内容の適切性の確認、作業実施状況の確認といった保安業務の適切な実施並びに、工事管理・監督体制の強化について、周知徹底されるよう要請します。

平成21・08・13産保近第16号

平成21年 8月14日

関西電気工事工業協同組合理事長 殿

中部近畿産業保安監督部 近畿支部長



工事における「感電事故防止」について（注意喚起要請）

毎年8月は「電気使用安全月間」として、電気保安に関する安全運動を全国的に実施しています。しかしながら、当支部管内においてここ1週間で、別添のとおり他工事又は、電気設備工事中に工事従事者が感電した事故が4件発生し、うち3名が死亡するという極めて憂慮する状況にあります。

これら感電事故の原因には以下のような問題点が認められました。

- (1) 設置者及び他工事業者が電気管理技術者等の外部委託先又は、電力会社に連絡をせず工事を実施した。
- (2) 工事従事者等が電気の危険性を軽視した。
- (3) 作業計画書によらない不適切な計画外の作業を行った。
- (4) 感電防止又は、電気工作物保護のための防護措置を施さなかった。
- (5) 無停電下での作業計画であった。又は、電気工作物に損傷を与えるリスクが高い工事方法であった等、作業計画自体が不適切であった。

工事の実施に当たっては、周囲の電気設備による感電を防止するために、適切な作業計画を作成しその確実な遵守を行うこと。また、計画外の作業は行わないこと等の基本的なルールの遵守徹底が必要です。

貴職におかれましては、貴団体傘下の会員企業に対し、電気による人身事故を未然に防ぐため、施設者側電気担当者（電気管理技術者等）との作業計画の調整及び、電力会社への工事情報の提供、工事に係る作業計画の有無や内容の適切性の確認、作業実施状況の確認といった保安業務の適切な実施並びに、工事管理・監督体制の強化について、周知徹底されるよう要請します。

(別 添)

感電事 故 事 例

発生日順に概要を示します。

(1) 8月5日発生(感電死亡事故)

野球場ネット張替工事のためネット固定用ポールに登った作業者が、誤って自家用構内高圧架空引込電線に左手が接触し、感電死亡した。

(2) 8月7日発生(感電負傷事故)

家屋建築中、作業者が電力会社高圧架空配電線に触れ、感電、墜落した。

(3) 8月10日発生(感電死亡事故)

マンション建設現場において、空調ダクト設置工事中、当該空調ダクト取付作業に従事していた作業者が漏電した空調ダクトに接触し、感電死亡した。

(4) 8月12日発生(感電死亡事故)

配電設備の移設工事に従事していた作業者が、配電盤内の配線整理作業において充電部に接触し、感電死亡した。